

広報誌 広告取り扱い規約

(定義)

第1条

本規約は内郷地区社会福祉協議会が発行する、広報誌の広告掲載に係わる取り扱い基準を定める。

(目的)

第2条

地域業界のPRを助成する等、各種業界を対象とした有料広告掲載の勧誘、並びに当協議会の自主財源づくりを目的とする。

(事業)

第3条

広報事業部は次の事業を行う。

1. 地域の各種業界を対象に、広告掲載の契約取得に努める。また、当協議会各委員の協賛を得る等、新たな勧誘先の発掘に意を注ぎ、契約取得に努める。
2. 広告勧誘は、原則として会長・事務局長・広報事業部長及び関係者が広告契約取得の任に当たる。
3. 広告契約の確約を得たのち、契約内容を理事会で討議し承認を得る。
4. 広報事業部及び広告掲載主の双方は、掲載号・広告サイズ・図案・書体・料金等を取り決める。

(広告サイズ・料金)

第4条

広告サイズ及び料金は、別表のとおり定める。なお、広報誌は原則としてA4サイズ・4ページとし、広告は2～4ページに掲載する。

(料金請求)

第5条

広報事業部は、新規又は継続の広告掲載が決定した場合、すみやかに広告料を徴収するものとする。

2. 広告料の支払いは、現金の授受又は銀行振り込みにより行う。現金授受の場合は、現金受領と引換えに領収書を交付し行う。銀行振込みの場合の振込み手数料は、当協議会の負担とする。

(雑則)

第6条

本規約の改定は、理事会にて審議・決定し、福祉委員会に報告する。

附則

1. 本規約は平成20年4月1日から施行する。
2. 第4条・第5条・第6条・別表を改定（令和5年5月13日）

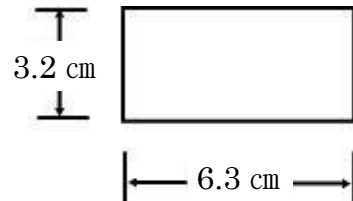
(別表)

1. 広告のサイズ・デザイン

(1) サイズ

サイズは広告主の要望に応じるが、原則として次の範囲内とする。

- ・ 縦 3.2 c m × 横 6.3 c m



(2) 広告のデザイン・書体等は、広告主の要望に応じて掲載する。

2. 広告料金

広告料金は、年間契約（年 3 回掲載分）5,000 円とする。

(以下余白)